

建設リサイクル法に基づく 届出等はオンライン申請で！

24時間
365日
申請可能

オンライン申請ができるのは各建築安全センター(埼玉県)
に提出する工事です。

表の区分に従い届出等を提出してください。

- 表①列の町村はすべての工事を埼玉県へ提出。 → オンライン申請 可
- 表②列の市町は一部の工事を除き、埼玉県へ提出。 → オンライン申請 可(一部)
※一部工事(下表赤枠内参照)は各市町に提出となりますのでご注意ください。
- 表③列の市は工事内容に関わらず、各市役所に提出。 → オンライン申請 不可
※埼玉県へは申請はできません。

①	②		受付窓口	③		
三芳町	飯能市	入間市	川越建築安全センター 建築安全担当 TEL:049-243-2102	さいたま市 川越市 越谷市		
	朝霞市	志木市		熊谷市 川口市 所沢市		
	和光市	富士見市		狭山市 春日部市 上尾市		
	日高市	ふじみ野市		草加市 新座市 久喜市		
毛呂山町	越生町	東松山市		一部の工事とは？？ 建築基準法第6条第1項第二号の一部 又は第三号の建築物		
滑川町	嵐山町	坂戸市				
小川町	川島町					
吉見町	鳩山町	鶴ヶ島市				
ときがわ町	東秩父村	行田市 加須市	川越建築安全センター (東松山駐在) 建築確認・監察担当 TEL:0493-22-4340	○木造 ・地階を除く階数が2以下 ・延べ面積300m ² 以下 ・高さ16m以下 ※1 (※1:都市計画区域内で平屋かつ面積 200m ² 以下のものについては 高さ制限なし) (都市計画区域外で平屋かつ 面積200m ² 以下のものは対象外)		
美里町	神川町					
上里町	寄居町	深谷市	*			
横瀬町	皆野町	秩父市				
長瀬町	小鹿野町					
*	蕨市	戸田市	熊谷建築安全センター (秩父駐在) 建築担当 TEL:0494-22-3777	○木造以外 ・平屋 ・延べ面積200m ² 以下 ※都市計画区域外は対象外		
	八潮市	三郷市				
	吉川市	松伏町				
伊奈町	鴻巣市	桶川市	越谷建築安全センター (杉戸駐在) 建築担当 TEL:048-964-5294	* 建築基準法第6条第1項第1号に 掲げる特殊建築物を除く。 * 新築、改築等について都道府県知事 の許可を必要としないものに限る。		
	北本市	蓮田市				
宮代町	幸手市	白岡市	越谷建築安全センター (杉戸駐在) 建築担当 TEL:0480-34-2385	埼玉県 建設リサイクル法 オンライン		
	杉戸町	*				



オンライン申請の流れ

①ユーザー登録・ログイン

「埼玉県事業者オンライン申請サービス」のトップ画面にある「ユーザー登録ページ」をクリック

必要事項を入力

初回利用の際に
「ユーザー登録」が
必要となります

ユーザー登録

メールアドレス(必須)
※ログイン時に使用します

登録者種別(必須)
法人
※法人(医療法人含む)の場合は「法人」
※個人事業主、任意団体の場合は「個人」を選択してください

法人番号(必須)
※13桁の法人番号を半角数字で入力してください

トップ画面の「メンバーログイン」をクリックし、登録したメールアドレス、パスワードにてログイン

ユーザー名
パスワード
ログイン

③受領書・届出済みシールの確認

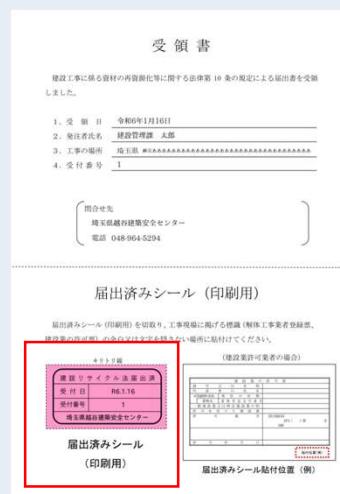
申請内容を職員が確認し、不備等がなければメールにて「申請手続完了のお知らせ」が届きます。

メールにあるURLからシステムにログインし、「通知書PDF」をクリック

通知書PDF

「受領書・届出済みシール」をダウンロード

届出の場合、印刷し赤枠部分の「届出済みシール」を工事現場に掲示する「建設業者許可票」等に貼り付けてください。



②届出等のオンライン申請

ページ左側の申請カテゴリから「建設リサイクル法に基づく届出」をクリック

建設リサイクル法に基づく届出

建設リサイクル法に基づく変更届出

建設リサイクル法に基づく公共工事通知

建設リサイクル法に基づく届出、変更届出、通知から該当するリンクをクリック

「新規申請」をクリック

※ 変更届出や過去の届出等を参照する場合は、「過去申請参照」をクリック

必要事項を入力

0.届出先

建設基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物の該当確認

□工事対象は次の該当性に該当するもののみ
〔建設や修理、工作的な船体・莫連など(500万円以上)が含まれている場合は、該当の建築物に該当するもののみ〕

□該当の建築物のみに該当する

必要事項入力後、「提出」をクリック

提出

登録したメールアドレスに「申請提出のお知らせ」が届きます。

ご注意ください！

- 届出書を閉庁日又は開庁時間外にオンライン申請を行う場合は、次の開庁日が工事着手7日前になるように、申請手続きを行ってください。
- 申請内容に不備があった場合は、職員から連絡させていただことがあります。